

金融商品取引法の ファイアーウォール規制

制度調査部
金本 悠希

金融審議会がファイアーウォール規制の議論を開始

【要約】

2007年10月3日、金融庁は金融審議会を開き、銀行と証券の相互参入による弊害防止措置（ファイアーウォール）に関する議論を開始した。

ファイアーウォール規制は、1993年に解禁された業態別子会社方式による銀証の相互参入によって生じる弊害を防止するため、証券取引法において導入された。

証券取引法を受け継ぐ金融商品取引法でも、銀証分離規制が維持されており、アームズレングスルール、優越的地位の濫用の禁止、役職員の兼職規制、非公開情報の授受の禁止等が定められている。

1. はじめに

2007年10月3日、金融庁は金融審議会を開き、銀行と証券の相互参入による弊害防止措置（ファイアーウォール）に関する議論を開始した¹。

1993年、金融制度改革法により業態別子会社方式による銀証の相互参入が解禁された。ファイアーウォール規制は、その際、相互参入によって生じる弊害を防止するために証券取引法において導入された²。

証券取引法を受け継ぐ金融商品取引法（以下、金商法）でも、ファイアーウォール規制が維持されている。金商法のファイアーウォール規制には、以下のものが定められている。本稿では、以下の規制について説明する。

アームズレングスルール³

優越的地位の濫用（抱き合わせ等）の禁止

役職員の兼職規制

非公開情報の授受の禁止

その他（典型的な利益相反の防止等）

¹ 2007年10月4日付日本経済新聞7面。

² 第44回金融審議会金融分科会第一部会説明資料参照

（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai1/siryou/20071003.html）。

³ グループ内取引についても、グループ外取引の場合と同様の条件で取引を行うことを求める規制。

2 . アームズレングスルール

アームズレングスルールとは、グループ内取引についても、グループ外取引の場合と同様の条件で取引を行うことを求める規制である。

金商法のファイアーウォール規制にはアームズレングスルールも設けられており、有利な条件でグループ内取引が行われることによって、取引の公正性が害されることなどが防止される。また、預金保険の対象となる銀行の資金がリスクのある事業に利用されることを制限するという機能も持つと考えられる。

まず、金融商品取引業者又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 1 項 1 号、4 号、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金商業等府令）153 条 1 号）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと

通常取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと

たとえば、この によって、同一グループ内の金融商品取引業者と銀行との間で、グループ外取引より有利な条件で取引が行われることが原則として禁止されることとなる。

また、登録金融機関又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 2 項 1 号）。

通常取引の条件と異なる条件であって、取引の公正を害するおそれのある条件で、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと

これによって、たとえば、登録金融機関とグループ(又は子会社)金融商品取引業者との間で、グループ外取引より有利な条件で取引が行われることが原則として禁止されることとなる。

このように、グループ内の金融商品取引業者と銀行との間や、登録金融機関とグループ(又は子会社)金融商品取引業者等との間には、原則としてアームズレングスルール規制が課される。そして、取引相手の親法人等・子法人等について定義がなされている。

まず、親法人等は、以下の者と定義されている（金商法 31 条の 4 第 5 項、金融商品取引法施行令（以下、金商法施行令）15 条の 16 第 1 項）。

その親会社等

その親会社等の子会社等

その親会社等の関連会社等

その総株主等の議決権の 50% 超の議決権を保有する個人（以下、特定個人株主）に係る以下の会社、組合その他これらに準ずる事業体⁴

a. 当該特定個人株主が総株主等の議決権の 50% 超の議決権を保有する会社等

b. 当該特定個人株主が総株主等の議決権の 20% 以上 50% 以下の議決権を保有する会社等

一方、子法人等は、以下の者と定義されている（金商法 31 条の 4 第 6 項、金商法施行令 15 条の 16 第 2 項）。

その子会社等

その関連会社等

ただし、以下の者は親法人等・子法人等から除かれる（金商法 31 条の 4 第 5 項、金商法施行令 15 条の 16 第 1 項、金商業等府令 32 条）

専ら以下のいずれかの者の金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務を行っている者

a. 自己

b. 自己及びその親法人等又は子法人等

専ら以下のいずれかの者の業務⁵の遂行のための業務⁶を行っている者

a. 自己

b. 自己及びその親法人等又は子法人等

外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者

なお、3 以降の親法人等・子法人等も、ここで定義したものと同一定義である。

3 . 優越的地位の濫用の禁止

銀行による金融商品の販売等に関しては、たとえば、銀行がその融資力を背景とする優越的地位を

⁴ 外国におけるこれらに相当するものを含む。

⁵ 金融商品取引業等および金融商品仲介業を除く。

⁶ 発行者又は自己の行う金融商品取引業等若しくは金融商品仲介業の顧客に関する非公開情報に関連するものを除く。

利用して、貸付の相手方に対して金融商品の販売を抱き合わせする（たとえば、「融資を行いますので、当社から投資信託を購入してください」と言うこと）弊害等が指摘されている。

そこで、金商法ではこの優越的地位の濫用による弊害を防止するため、以下のように規定している。

まず、登録金融機関又はその役員・使用人は、登録金融機関業務以外の業務（登録金融機関その他業務）を行う場合には、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 2 第 2 項 1 号、3 号、金商業等府令 148 条、150 条 1 号、2 号、3 号）。

金銭の貸付その他信用の供与をすることを条件として、有価証券の売買の受託等をする行為。ただし、所定の条件を満たす累積投資契約⁷による場合は除く。

資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為⁸

資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為

のほか、自己の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為

たとえば、により、銀行が「融資を行いますので、当社から投資信託を購入してください」と言うことが禁止されることとなる。

なお、の「所定の条件」は以下の条件である（金商業等府令 148 条）。

a. 証券等⁹を提示し、または通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であって、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を 2 ヶ月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者¹⁰に交付されること

b. 同一人に対する信用の供与が 10 万円以下であること

さらに、グループ会社を利用することによって、優越的地位の濫用の禁止を逃れることも禁止されている。

まず、金融商品取引業者又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 1 項 2 号、4 号、金商業等府令 153 条 2 号）。

⁷ 金融商品取引業者が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売付け一定の契約。

⁸ 登録金融機関又はその役員・使用人が行うことが認められる、前述の所定の条件を満たす累積投資契約等を除く。

⁹ 証券その他の物又は番号、記号その他の符号。

¹⁰ 有価証券等管理業務を行う者に限る。

当該金融商品取引業者との間で金融商品取引行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること

当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること

たとえば、この により、親銀行が「当社のグループ（又は子会社）金融商品取引業者から株式を購入すれば、通常より安い金利で融資します」ということを知りながら、その子会社金融商品取引業者が顧客と金融商品取引契約を行うことが禁止される。

また、登録金融機関又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 2 項 2 号、4 号、金商業等府令 154 条 1 号、2 号）。

その親法人等又は子法人等との間で金融商品取引行為に関する契約を締結することを条件として当該登録金融機関がその顧客に対して信用を供与しながら、当該顧客との間で金融商品仲介行為をすること

当該登録金融機関の親法人等又は子法人等との間で金融商品取引契約を締結することを条件として当該登録金融機関がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていながら、当該顧客との間で金融商品仲介業務を行うこと

当該登録金融機関との間で金融商品取引契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用の供与又は通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること

たとえば、この により、グループ金融商品取引業者や子会社金融商品取引業者との間で投資信託を購入することを条件として融資を行いながら、その顧客との間で登録金融機関が金融商品仲介行為を行うことが原則として禁止される。

なお、金融商品取引業者にも優越的地位の濫用の禁止が定められている。

金融商品取引業者又はその役員・使用人は、金融商品取引業及びこれに付随する業務以外の業務（金融商品取引業者その他業務）を行う場合には、以下の行為は禁止される（金商法 44 条の 2 第 1 項 1 号、3 号、金商業等府令 148 条、149 条 1 号）。

信用取引以外の方法による金銭の貸付その他信用の供与をすることを条件として、有価証券の売買の受託等をする行為。ただし、所定の条件（上記の「所定の条件」と同様）を満たす累積投資契約による場合は除く。

資金の貸付若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与¹¹を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為¹²

4 . 兼職規制

有価証券関連業（金商法 28 条 8 項）を行う金融商品取引業者の取締役等は、親銀行等・子銀行等の取締役等を兼職することが禁止される。

ここでいう「親銀行等」は、親法人等のうち銀行、協同組織金融機関、保険会社等であるものを指し、「子銀行等」は、子法人等のうち銀行、協同組織金融機関、保険会社等であるものを指す（金商法施行令 1 条の 9）。

また、第一種金融商品取引業者・投資運用業者の取締役・執行役は、他の会社の取締役等に就任・退任した場合は内閣総理大臣に届出なければならない（金商法 31 条の 4）。

具体的には、以下のような兼職規制が課されている。

有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役、会計参与¹³、監査役、執行役の、以下の職務の兼職禁止

親銀行等の取締役、会計参与、監査役、執行役¹⁴、使用人

有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役、執行役、使用人の、以下の職務の兼職禁止

子銀行等の取締役、会計参与、監査役、執行役

有価証券関連業を行う金融商品取引業者の常務に従事する取締役¹⁵の、銀行等の常務に従事することの禁止

第一種金融商品取引業・投資運用業を行う金融商品取引業者の取締役・執行役が以下の職務に就任¹⁶・退任する場合、内閣総理大臣に遅滞なく届出を行う義務

他の会社の取締役、会計参与、監査役、執行役

¹¹ 信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付を除く。

¹² 金融商品取引業者又はその役員・使用人が行うことが認められる、前述の所定の条件を満たす累積投資契約等を除く。

¹³ 会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。

¹⁴ 理事、監事その他これらに準ずる者を含む。

¹⁵ 委員会設置会社においては、執行役。

¹⁶ 他の会社の取締役、会計参与、監査役、執行役が、第一種金融商品取引業・投資運用業を行う金融商品取引業者の取締役・執行役を兼職することとなった場合を含む。

5 . 非公開情報の授受の禁止

金商法では、部門間あるいはグループ会社間での一定の非公開情報の授受を原則として禁止している。これは、ある業務で入手した非公開情報を他の業務に転用することは不適切であるためと考えられる。

また、非公開情報の中でもインサイダー情報の授受の禁止という目的もあると考えられる。もっとも、インサイダー情報の授受の禁止という観点からは社内管理体制の整備(チャイニーズウォールの設置など)が別途求められている(金商業等府令 117 条 1 項 16 号、123 条 5 号)。

具体的には、金融商品取引業者又はその役員・使用人は、金融商品取引業及びこれに付随する業務以外の業務(金融商品取引業者その他業務)を行う場合には、以下の行為は禁止される(金商法 44 条の 2 第 1 項 3 号、金商業等府令 149 条 2 号)。

金融商品取引業に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為。ただし、以下の場合に行うものを除く

- a. 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合
- b. 金融商品取引業に係る法令を遵守するために、金融機関代理業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合
- c. 非公開融資等情報を金融商品取引業を実施する組織の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合

ここでいう非公開融資等情報は、以下のものを指す(金商業等府令 1 条 4 項 13 号)。

融資業務¹⁷・金融機関代理業務¹⁸に従事する役員・使用人が職務上知りえた、その顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって、以下の条件を満たすもの

金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が勧誘する有価証券¹⁹に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる

金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が職務上知り得た、その顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報であって、以下の条件を満たすもの

当該有価証券の発行者に係る融資業務・金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの

¹⁷ 事業のための融資に係る業務。

¹⁸ 金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務。

¹⁹ 登録金融機関に売買などが認められる有価証券(金商法 33 条 2 項 1 号の有価証券)と、外国の国債証券・地方債証券を除く。

この非公開融資等情報の授受の禁止により、インサイダー情報が授受されることが防止されることが考えられる（いわゆるチャイニーズウォール）。

登録金融機関又はその役員・使用人は、登録金融機関業務以外の業務（登録金融機関その他業務）を行う場合には、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 2 第 2 項 3 号、金商業等府令 150 条 5 号）。

金融商品仲介業務に従事する役員²⁰又は使用人が行う以下の行為

- a. 有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を、融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領する行為
- b. 有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を、融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為

ただし、以下の場合において行うものを除く

- a. 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合
- b. 登録金融機関業務に係る法令を遵守するために、融資業務又は金融機関代理業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合
- c. 非公開融資等情報を、金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合

金融商品取引業者又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金商業等府令 153 条 7 号、8 号）。

有価証券関連業を行う金融商品取引業者²¹が発行者又は顧客に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、または当該親法人等若しくは子法人等に提供すること。ただし、以下の場合に行うものを除く。

- a. 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意²²がある場合
- b. 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であって、一定の情報²³を受領・提供する場合
- c. 当該金融商品取引業者の親銀行等²⁴又は子銀行等²⁵に金融商品仲介業務に係る委託を行う場合で、一定の情報²⁶を受領・提供する場合

²⁰ 役員が法人のときは、その職務を行うべき社員を含む。

²¹ 第一種金融商品取引業を行う者に限る。

²² 発行者等の承諾を得て、電磁的方法によって得ることも認められる。

²³ 金融商品仲介業者が金融商品仲介行為を行うために所属金融商品取引業者等に対し提供する必要があると認められる情報等。

²⁴ 親法人等のうち、銀行、協同組織金融機関等に該当するもの。

²⁵ 子法人等のうち、銀行、協同組織金融機関等に該当するもの。

²⁶ 登録金融機関が金融商品仲介行為を行うために委託金融商品取引業者に対し提供する必要があると認められる情報等。

- d. 当該金融商品取引業者の親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、一定の情報²⁷を受領・提供する場合
- e. 銀行法等に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額を算出するため、当該金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合
- f. 確認書・内部統制報告書を作成するために必要な情報を受領し、又は提供する場合²⁸
- g. 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を提供する場合²⁹
- h. 法令等に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合
- 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報³⁰を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること

ここで授受が禁止される発行者又は顧客の非公開情報は、以下のものである（金商業等府令 1 条 4 項 12 号）。

発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの

自己、その親法人等・子法人等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報

登録金融機関又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 2 項 4 号、金商業等府令 154 条 4 号、5 号）。

- 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が行う以下の行為
- a. 発行者等に関する非公開情報³¹を、当該登録金融機関の親法人等³²若しくは子法人等³³に提供すること
- b. 有価証券³⁴の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること。
- ただし、以下の場合に行うものを除く。

²⁷ 当該金融商品と引き業者が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報等。

²⁸ 当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において当該確認書・内部統制報告書の作成を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

²⁹ 当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

³⁰ 当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。

³¹ 顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。

³² 銀行持株会社、保険持株会社等を除く。

³³ 従属業務を営む銀行の子会社、従属業務を営む保険会社の子会社等を除く。

³⁴ 登録金融機関に売買等が認められている一定の有価証券と、外国等が発行する証券・証書で国債証券・地方債証券の性質を持つ有価証券を除く。

- a. 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意³⁵がある場合
- b. 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介業に係る委託を行う場合であって、一定の情報³⁶を受領・提供する場合
- c. 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が委託金融商品取引業者である場合であって、一定の情報³⁷を受領・提供する場合
- d. 当該登録金融機関の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、一定の情報³⁸を受領・提供する場合
- e. 銀行法等に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額を算出するため、当該登録金融機関の親銀行等又は子銀行等からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合
- f. 確認書・内部統制報告書を作成するために必要な情報を提供する場合³⁹
- g. 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を提供する場合⁴⁰
- h. 法令等に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合

当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報⁴¹を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること

6 . その他のファイアーウォール規制

(1) 銀行と金融商品取引業者の誤認防止等

金融商品取引業者又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金商業等府令 153 条 9 号）。

金融商品取引業者が、その親銀行等又は子銀行等と共に顧客を訪問する際に、当該金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等と別の法人であることの開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような行為を行うこと

なお、この条文の解釈について、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針で以下のように記述されている（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -4-2-2-2(4)）。

³⁵ 発行者等の承諾を得て、電磁的方法によって得ることも認められる。

³⁶ 金融商品仲介業者が金融商品仲介行為を行うために所属金融商品取引業者等に対し、提供する必要があると認められる情報等。

³⁷ 当該登録金融機関又は金融商品仲介業者の金融商品仲介行為に係る情報等。

³⁸ 当該登録金融機関が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報等。

³⁹ 当該情報を当該役員又は使用人から受領する親法人等又は子法人等において、当該確認書及び内部統制報告書の作成を行う部門から、非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

⁴⁰ 当該情報を当該役員又は使用人から受領する親法人等又は子法人等において、電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から、非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

⁴¹ 当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。

金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、金商業等府令第 153 条第 9 号の規定に該当するおそれがある。

当該金融商品取引業者とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。

当該金融商品取引業者が提供する金融商品取引業に係る商品や役務はその親銀行等又は子銀行等が提供しているものではないこと。

当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合において、金融商品取引業者の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、金融商品取引業者の顧客との間の契約の成立を補助するときは、金商法第 33 条第 1 項の規定に違反するおそれがあるため、これを行うことはできないこと。

(2) 貸倒れリスクの転嫁の禁止（典型的な利益相反の防止）

登録金融機関又はその役員・使用人は、登録金融機関業務以外の業務（登録金融機関その他業務）を行う場合には、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 2 第 2 項 3 号、金商業等府令 150 条 4 号）。

以下の場合において、その旨を顧客に説明することなく行う、有価証券の売買の媒介⁴²又は有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い

- a. 自己に対して借入金に係る債務を有する者が当該有価証券を発行する場合であって、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているとき
- b. 自己が借入金の主たる借入先である者が、当該有価証券を発行する場合⁴³

金融商品取引業者又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金商業等府令 153 条 3 号）。

当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券⁴⁴の引受人となる場合であって、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける以下の行為

- a. その旨を顧客に説明することなく当該有価証券を売却すること
- b. その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関または金融商品仲介業者に以下の行為を行わせること⁴⁵

⁴² 当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から、6 ヶ月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。

⁴³ 自己が借入先である事実が、発行開示書類（有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類等）に記載されている場合に限る。

⁴⁴ 委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券。

⁴⁵ 当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。

- (1)当該有価証券の売買の媒介⁴⁶
- (2)当該有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い

(3) 引受に関する弊害防止措置

金融商品取引業者又はその役員・使用人は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、以下の行為が禁止される（金商法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金商業等府令 153 条 5 号、6 号）。

有価証券の引受人となった日から 6 ヶ月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該金融商品取引業者が当該顧客に当該有価証券を売却すること

有価証券⁴⁷の引受人となった日から 6 ヶ月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること。ただし、以下の場合に行うものを除く。

- a. 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等である信託会社又は信託業務を営む金融機関に運用方法が特定された金銭の信託⁴⁸に係る信託財産をもって当該有価証券を取得させる場合
- b. 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が金融商品取引業又は登録金融機関業務の顧客⁴⁹から当該有価証券の売買に関する注文を受け、当該親法人等または子法人等がその相手方となって当該売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合
- c. 当該有価証券の募集又は売出しに際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

⁴⁶ 当該金融商品取引業者が引受人となった日から 6 ヶ月を経過する日までの間に、当該有価証券を売却するものに限る。

⁴⁷ 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券を除く。

⁴⁸ 当該金銭の信託の委託者が当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。

⁴⁹ 当該顧客が当該親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。